

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「時間額 1,023 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「時間額 1,023 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「時間額 1,023 円」に改定されることになりました。
最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話：0985-38-8836

[最低賃金引き上げの支援策として各種助成金をご活用ください]

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**にその費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30 円コース	30 万円～130 万円
45 円コース	45 万円～180 万円
60 円コース	60 万円～300 万円
90 円コース	90 万円～600 万円

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規程等を**3 %以上増額改定**し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成上限額 (1人当たり)
3 %以上4 %未満の場合	4 万円 (2.6 万円)
4 %以上5 %未満の場合	5 万円 (3.3 万円)
5 %以上6 %未満の場合	6. 5 万円 (4.3 万円)
5 %以上の場合	7 万円 (4.6 万円)

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

業務改善助成金

検索

キャリアアップ助成金

検索

